

令和6年10月から児童手当の制度が変わります

～所得制限撤廃・高校生世代に拡充～

【変更点】

児童手当制度の一部改正により、12月支給分から対象者や支給額などが拡充されます。変更点は下記のとおりです。

改正前(9月まで)		改正後(10月から)	
0～2歳	1万5000円	1万5000円	
3歳～ 小学生	1万円	第3子以降 1万5000円	② 第3子 以降 3万円
中学生	1万円	1万円	① 1万円
高校生年代	なし	なし	③ なし
所得制限	あり		④ 親等の経済的負担がある 22歳年度末までの子
第3子の数え方	高校生年代 (18歳年度末までの子)		⑤ 6回/年(偶数月)
支給回数	3回/年(10月・2月・6月)		

- ① 支給対象児童が高校生年代まで拡大
- ② 第3子以降の手当額が年齢区分に関係なく月額3万円に増額
- ③ 所得制限の撤廃
- ④ 第3子以降加算として数える範囲が22歳年度末までの子に拡大
- ⑤ 支払い回数を年6回(偶数月)に変更

【申請が必要な人】

下記ア～エに該当する場合は、申請が必要です。該当者には9月中に勧奨通知を送付しますので、10月31日までに申請してください。子と別居しているなどの理由により通知を送付できない場合があります。申請の対象であるにも関わらず、通知が届かない場合は子育て健康課までお問い合わせください。

- (ア) 所得上限超過などの理由により児童手当を受給していない方
 - (イ) 高校生年代の児童のみを養育している方
 - (ウ) 児童手当を受給中の方で、算定児童に登録されていない高校生年代の子を養育している方
 - (エ) 児童手当を受給中の方で、児童のきょうだい(22歳年度末までの子)があり、かつ高校生年代以下の子を含めて3人以上養育している方
- ※ 生計を維持する程度の高い方がみなかみ町以外に住民登録している場合は、お住まいの市町村での手続きとなります。
- ※ 生計を維持する程度の高い方が公務員の場合は勤務先にお問い合わせください。